

岡山県公報

発行
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主要目次

- 告示
- 保安林の解除予定……………一三
 - 平成十八年度地籍調査に関する事業計画の一部変更……………一三
 - 道路の区域変更……………一三
 - 道路の供用開始……………一四
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………一四
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催……………一四
 - 家畜伝染病の発生……………一五
 - 国土調査の成果の認証……………一五
 - 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧……………一五

告示

●岡山県告示第七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。
平成十九年一月九日

岡山県知事 石井正弘

- 一 解除予定保安林の所在場所
英田郡西栗倉村大字長尾字背戸一二四三の二・一二五七の六から一二五七の八まで・一二五七の一〇・字山根一三九四の三・一三九四の四・大字影石字安村一三五の二（以上八筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

●岡山県告示第八号

平成十八年岡山県告示第二百八十七号（平成十八年度地籍調査に関する事業計画）の一部を次のとおり変更した。
平成十九年一月九日

一 変更した事業計画の区分

岡山県知事 石井正弘

数値情報化

二 変更した事業計画の内容

1 調査地域の調査面積を変更したものの

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	哲多町蚊家の一部	平成十八年度中
吉備中央町	平成十九年度・高谷	平成十八年度中

2 調査地域を追加したもの

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
新見市	哲多町大野の一部 哲多町田淵の一部 哲多町荻尾の一部 哲多町成松の一部 哲多町老栄の一部 哲多町花木の一部 哲多町本郷の一部 哲多町宮河内の一部 哲多町矢戸の一部	平成十八年度中
吉備中央町	平成九年度・高谷 平成十一年度・高谷・上野 平成元年度・岡ノ鼻 昭和五十八年度・三納谷奥 平成六年度・岩目 昭和六十年 度・美原第一工区 昭和六十年 度・美原第二工区	平成十八年度中

●岡山県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。
平成十九年一月九日

岡山県知事 石井正弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四三〇号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別		幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
倉敷市児島塩生字向山三八四六番一	地先から	旧	新	(三五・〇)	(一五・一)
		二五・〇	二五・〇		
倉敷市児島塩生字向山三八四六番一	地先から	旧	新	(三七・七)	(一五・一)
		二四・三	二四・三		
倉敷市児島塩生字向山三八三八番一	地先から	旧	新	(二四・三)	(一五・一)

一 道路の種類 県道

二 路線名 倉敷長浜笠岡線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市玉島勇崎西方一三九六番六地先から		新	六・五 一九・九	二五八・五
倉敷市玉島黒崎新町一番二地先を経て		新	七・九 一九・九	二八〇五・〇
倉敷市玉島黒崎古新田三二九七番三地先まで		新	四・二 一五・八	七四・〇
倉敷市玉島勇崎西方一三九六番六地先から		旧		
倉敷市玉島黒崎古新田三二九七番三地先まで		旧		

一 道路の種類 県道
二 路線名 玉野福田線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市児島由加字光輪坊三五二番一地先から		新	八・五 三〇・〇	一五〇・〇
倉敷市児島由加字根引三五三四番三地先を経て		新	八・五 三〇・〇	一五〇・〇
倉敷市児島由加字根引三五二九番一地先まで		新	八・五 三〇・〇	一五〇・〇
倉敷市児島由加字光輪坊三五二番一地先から		旧		
倉敷市児島由加字根引三五三四番三地先を経て		旧		
倉敷市児島由加字根引三五二九番一地先まで		旧		

●岡山県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成十九年一月九日

岡山県知事 石井正弘

道路の種類	路線名	区	供用開始年月日
道一般国	四三〇号	倉敷市児島塩生字向山三八四六番一地先から 倉敷市児島塩生字向山三八三八番一地先まで	平成十九年一月九日
県道	倉敷長浜笠岡線	倉敷市玉島勇崎四丁目一七〇番一地先から 倉敷市玉島黒崎新町一番二地先まで	平成十九年一月九日



〔九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年一月九日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

玉野市用吉字中西四二七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

玉野市用吉四九五

下村 定司

三 許可番号

岡山県指令建指第三三四号

〔二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成十九年一月九日

岡山県知事 石井正弘

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成十九年二月十四日（水曜日）十時から十七時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県林業試験場

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を管轄する県民局へ平成十九年二月七日（水曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦三・五センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講料

1 受講申込書に、受講料一四、〇〇〇円相当の岡山県収入証紙をはり付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 既に納付した受講料は、返還しない。

三 受講料

1 受講申込書に、受講料一四、〇〇〇円相当の岡山県収入証紙をはり付けて納付すること。なお、証紙には、消印しないこと。

2 既に納付した受講料は、返還しない。

四 その他

- 1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。
- 2 講習会についての詳しいことは、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六一七四五）又は各県民局農林水産事業部森林課に問い合わせること。

（二）家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。
平成十九年一月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

家畜伝染病の種類	家畜の種類	月生日年	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日年
ヨーネ病	乳用牛	平成十八年三月十一日	患畜	四頭	岡山市	平成十八年十二月十九日

（三）国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成十九年一月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	平成十七年四月 平成十八年十月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲西町大野 部の一部、 哲西町大竹 の一部	平成十八年十二月二十五日
岡山市	平成十七年六月 平成十八年十一月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	足守の一部	平成十八年十二月二十五日

（三）大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。
平成十九年一月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 意見の対象となった届出
平成十八年岡山県公告第四六二号で公告された大規模小売店舗の新設
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）フレスポ高屋店
所在地 岡山市高屋字横田三〇八一―一ほか
- 三 意見の概要
市町村から聴取した意見
店舗への車両進入出路としての使用を予定している市道高屋五〇号線（百間川堤防への接続道）については、幅員が狭く、車両の離合も困難な状況にある。さらに、市道藤原光津線（百間川堤防上道路）との合流地点では、見通しも悪いことから、同路線での交通事故が懸念される。また、市道藤原光津線では、市道高屋五〇号線への離合待ち車両の滞留等により事故や交通渋滞が発生する恐れがあることから、本市道路管理者及び警察と十分に協議し、少なくとも車両が離合できるように現道を拡幅するなどの処置を施すこと。

四 縦覧の期間及び場所

- 1 縦覧の期間
平成十九年一月九日から平成十九年二月九日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課

一 意見の対象となった届出

- 一 平成十八年岡山県公告第四四四号で公告された大規模小売店舗の新設
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラ・ムー津山店
所在地 津山市林田七一―一ほか

三 意見の概要

市町村から聴取した意見
市道A〇六〇号線上の出入り口①の設置については、市道一〇〇二号線北東（志戸部）方面から右折により進入しようとする車両の停滞が、消防緊急車両出動時の通行の支障となる可能性があること、また、交通事故の要因にもなりかねないことなどから、位置の変更を検討されたい。変更位置の選定にあたっては、津山市他関係部署との協議をし、消防署からの緊急車両の出入りに支障が生じないような位置を選定すること。なお、消防署前には、停車禁止区域表示を設置されたい。

-
- 四 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
平成十九年一月九日から平成十九年二月九日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課
-